○厚生労働省告示第七十四号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、美容業の振興指針（平成二十一年厚生労働省告示第三十八号）の全部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月十三日　　厚生労働大臣　田村　憲久

美容業の振興指針

美容業の営業者が、美容師法（昭和32年法律第163号）等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活の向上に資するものである。

このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の２第１項に基づき、美容業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。

今後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に指針を改定するものとする。

第一　美容業を取り巻く状況

一　美容業の事業者の動向

美容業は、衛生的で、かつ、容姿を美しくしたいという国民の文化的欲求に応えるサービスを提供することで、国民生活の充実に大いに寄与してきたところである。

美容所の施設数は231,134施設（平成24年度末）であり、10年前と比較して22,823施設の増となっている。平成16年から平成17年頃に美容師免許取得者数が約３万人となる高い水準となっていたことから、今後数年間で美容店の新規開設希望者が増大することが予想される。従業美容師数は479,509人であり、10年前と比較して96,295人の増となっている（厚生労働省『衛生行政報告例』による）。従業者数５人未満の事業者は69.2％で、経営者の年齢については、60歳から69歳の者の割合が25.0％、70歳以上の者の割合が10.8％となっている（厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による）。

住宅地に立地し、中高年の経営者による小規模個人経営の店と、商業地や交通至便の場所に立地する比較的新しい店や法人経営の中規模・大規模店が見られるなど、二層分化の傾向も見られる。

経営上の課題としては（複数回答）、「客数の減少」を最も多くあげており、次に多い問題点としては、「客単価の減少」、「競合店舗の新規出店」、「施設・設備の老朽化」、「人手不足・求人難」等となっている（厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による）。

二　消費動向

平成24年の１世帯（２人以上の世帯）のパーマネント代の支出額は5,153円で前年比16円の減、カット代の支出額は5,930円で前年比75円の減で、平成14年の支出額を100とした場合、平成24年のパーマネント代の支出額は62.7、カット代の支出額は99.4となっている（総務省『家計調査報告』による）。

また、美容店１回あたりの費用（商品の購入費用は除く）は、「3,000～3,999円」が20.4％と最も多く、「4,000～4,999円」が15.7％、「10,000円以上」が14.８％となっている。１回あたりの費用については、「より満足度が高まるのであれば費用を増やしてもいい」と考える利用者が36.2％となっており、その条件としては（複数回答）、「気に入った、理想のヘアスタイルになる」が76.2％、「ヘア関連以外の充実したサービスが受けられる」が41.4％、「癒やされる・疲れがとれる」が36.2％、「悩みに的確に対応してくれる」が31.3％となっている（株式会社日本政策金融公庫『美容店に関する消費者意識と経営実態調査』による）。

三　営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」44.6％、「広告・宣伝等の強化」22.6％、「廃業」11.3％、「施設・設備の改装」10.4％、「価格の見直し」10.3％となっている（厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による）。

第二　前期の振興計画の実施状況

都道府県別に設立された美容業の組合（平成25年12月末現在で47都道府県で設立）においては、前期の美容業の振興指針（平成21年厚生労働省告示第38号）を踏まえ、振興計画を策定、実施しているところであるが、当該振興計画について、全５ヵ年のうち４ヵ年終了時である平成24年度末に実施した自己評価は次表のとおりである。

なお、国による予算措置（補助金）については、政策目的の達成状況の検証及び事業の適切かつ効果的な実施の観点から、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」の下に設けられた「生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会」において、審査から評価まで一貫して行う等、必要な見直し措置を講じている。

このため、組合及び生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）等においても、振興計画に基づき事業を実施する際は、成果目標及び事業目標を可能な限り明確化した上で、達成状況についても評価を行う必要がある。

当該振興計画等の実現に向けて、組合及び連合会においては、振興指針、振興計画の内容について広く広報を図り、組合未加入営業者への加入勧誘を図ることが期待されている。

組合への加入、非加入は営業者の任意であるが、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等の営業者がいることも考えられるため、都道府県、保健所設置市への営業の許可申請、届出等の際に、営業者に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について情報提供等の取組の実施が求められる。

表　振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

（単位：％）

	事業名	達成	概ね達成	主な事業
1	衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業	38％	51％	・衛生管理等に関する講習会の開催 ・自主点検の実施 ・ホームページ・情報誌による情報提供
2	施設及び設備の改善に関する事業	15％	49％	・店舗特性を踏まえた改装や省エネ・バリアフリー対応の設備の導入投資が見られる
3	利用者の利益の増進に関する事業	24％	72％	・小冊子・ポスター配布 ・賠償責任保険への加入促進 ・講習会の開催
4	経営管理の合理化及び効率化に関する事業	26％	51％	・経営講習会、各種研修会の開催 ・税務相談会・融資相談会の開催
5	営業者及び従業員の技能の改善向上に関する事業	51％	41％	・技術講習会の開催 ・技能コンテストの開催
6	事業の共同化及び協業化に関する事業	24％	39％	・共同購入の実施 ・講習会の開催
7	取引関係の改善に関する事業	28％	42％	・関連業界との定期的協議会の開催